

平成28年7月15日

地方裁判所事務局総務課長 殿

最高裁判所事務総局民事局第三課課長補佐 小山享子

管財人等協議会開催における留意事項について（事務連絡）

本年度の管財人等協議会の実施については、本日付け最高裁民三第410号民事局長通達及び同書簡が発出されたところですが、同協議会の開催に当たって、各庁で外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合においては、下記の点に御留意いただきようお願い申し上げます。

記

1 外部講師や外部の専門家の参加を予定する場合の事前連絡について

協議会において、協議のほかに外部講師による講演を予定する場合、あるいは、協議のコメントーターとして外部の専門家を依頼する場合には、講師謝金について予算措置を講じることを検討する必要がありますので、以下の(1)から(3)の事項を9月9日（金）までに当課倒産手続係宛てに御連絡ください。

なお、外部講師として弁護士に謝金を支払う場合には、講演の内容が、管財人候補者だけを対象としたものではなく、裁判官や書記官にとっても執務上有益なものとなるよう配慮してください。この場合には、以下の(4)の事項も併せてお知らせください。

また、外部講師等として複数名に依頼される場合は、必要性や相当性について別途御説明いただく必要がありますので、講師予定者に依頼する前にあらかじめお知らせください。

おって、御連絡をいただいたから講師謝金の予算示達までには2箇月程度要しますので、協議会開催日の決定に当たってはこの点を考慮してください。同日ま

での御連絡が困難な場合には、まずは外部講師による講演等の予定の有無や予定人数をお知らせいただき、本事務連絡に基づき御連絡をいただく事項については、追ってお知らせいただくことでも差し支えありません。

- (1) 本協議会の開催予定日並びに講演等の内容及び時間
- (2) 外部講師または外部の専門家の氏名、資格及び経歴
- (3) 協議や講演の形式（例としては、以下のアからウが考えられますが、これ以外の形式であっても差し支えありません。）
 - ア 外部講師の基調講演をし、それを基に協議をする。
 - イ 外部の専門家をコメントーターとして協議をする。
 - ウ 外部講師の講演のほかに協議をする。
- (4) 講演の演目や目的（ただし、外部講師が弁護士である場合に限る。）

2 上記1の連絡先

当課倒産手続係マーリングリスト ([REDACTED]) 宛てに地方裁判所からメールを送信する方法により御連絡をお願いします。